相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市西吉野町北曽木二二一一番地、最後の住所奈良県奈良市古市町一八八六番地の一養護老人ホーム和楽園　被相続人　亡　弓場　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

奈良県奈良市高天町三八番地の三近鉄高天ビル三階三一一一号室　相続財産管理人　相谷　謙二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市保内町川之石三番耕地二一番地八、最後の住所愛媛県八幡浜市保内町宮内一番耕地七二番地一　被相続人　亡　長岡ツイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

愛媛県大洲市東大洲五七番地二　相続財産管理人　中川　徳男

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を東京都知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十五年三月十三日

一、住所　氏名　東京都あきる野市油平一一一二番地　矢治　準吉

営業保証金　金二万円

型式住宅部分等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｊ21号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第33条第１項の規定により型式住宅部分等製造者の認証を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 25 年３月 13 日　　日本ＥＲＩ株式会社　代表取締役　中澤　芳樹

平成12年建設省告示第1656号第２号に掲げる規格化された型式の住宅（認証年月日：平成24年12月19日）

ミサワホーム株式会社（東京都新宿区西新宿二丁目４番１号）

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３

P0007010307Ab0010001、P0007010307Ab0010002
P0007010307Ab0010041、P0007010307Ab0010042
P0007010307Ab0040003、P0007010307Ab0050003

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級２

P0007010207Ab0020001、P0007010207Ab0020002
P0007010207Ab0020041、P0007010207Ab0020042
P0007010207Ab0060003

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級１

P0007010107Ab0030001、P0007010107Ab0030002
P0007010107Ab0030041、P0007010107Ab0030042
P0007010107Ab0030051、P0007010107Ab0030052
P0007010107Ab0070003、P0007010107Ab0070004

耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級３

P0007020307Ab0010001、P0007020307Ab0010002
P0007020307Ab0010041、P0007020307Ab0010042
P0007020307Ab0040003、P0007020307Ab0050003

耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級２

P0007020207Ab0020001、P0007020207Ab0020002
P0007020207Ab0020041、P0007020207Ab0020042
P0007020207Ab0060003

耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級１

P0007020107Ab0030001、P0007020107Ab0030002
P0007020107Ab0030041、P0007020107Ab0030042
P0007020107Ab0030051、P0007020107Ab0030052
P0007020107Ab0070003、P0007020107Ab0070004

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２

P0007030207Ab0010001、P0007030207Ab0010002
P0007030207Ab0010041、P0007030207Ab0010042
P0007030207Ab0020001、P0007030207Ab0020002
P0007030207Ab0020041、P0007030207Ab0020042
P0007030207Ab0040003、P0007030207Ab0050003
P0007030207Ab0060003

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１

P0007030107Ab0030001、P0007030107Ab0030002
P0007030107Ab0030041、P0007030107Ab0030042
P0007030107Ab0030051、P0007030107Ab0030052
P0007030107Ab0070003、P0007030107Ab0070004

耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２

P0007040207Ab0040003

耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１

P0007040107Ab0050003、P0007040107Ab0060003
P0007040107Ab0070003、P0007040107Ab0070004

耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））―等級４

P0007120407A002100

耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））―等級３

P0007120307A002100

耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））―等級２

P0007120207A002100

劣化対策等級―等級３

P0007140307Ab00200、P0007140307Ab00300

劣化対策等級―等級１

P0007140107Ab00200

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年３月 13 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社紀新洋行　②東京都知事(7)49122　③代表取締役　松本彰　④東京都港区南麻布１―24―６　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区南麻布１―24―６　有限会社紀新洋行　代表取締役　松本千勢子

①株式会社黎明社　②東京都知事(2)86533　③代表取締役　荒木麻美　④東京都千代田区神田錦町一丁目21番地３　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田錦町一丁目21番地３　株式会社黎明社　代表取締役　荒木麻美

①東日本住宅株式会社　②国土交通大臣(9)3076　③代表取締役　桃野直樹　④東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　廃止した従たる事務所　埼玉県越谷市南越谷１丁目17番地９　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　東日本住宅株式会社　代表取締役　桃野直樹

①エスアールディーキャピタル株式会社　②東京都知事(1)89529　③代表取締役　飯村忠昭　④東京都新宿区西新宿２―４―１　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿２―４―１　エスアールディーキャピタル株式会社　代表取締役　飯村忠昭

①トークス株式会社　②大阪府知事(3)47511　③代表取締役　百井尚久　④大阪府大阪市中央区内平野町１丁目５番８号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区内平野町１丁目５番８号　トークス株式会社　代表取締役　百井尚久